

# クリスマス会を開催

12月24日（水）各フロア毎にクリスマス会を開催しました！！職員より、ご利用者全員に、ささやかではありますが、ネットウォーマーのXmasプレゼントと、クリスマスデザートを召し上がっていただきました。皆様、大変喜んでいただきました。メリークリスマス！！



winter  
冬号  
No.123

2026年1月10日発行

# 老健・まつなみ



## 通所リハビリテーション



## 長寿のお祝い(百三賀)



12月24日（水）クリスマス会を開催しました。レクリエーションにてXmasゲームを実施し楽しんでいただきました。ご利用者全員にXmasプレゼントをお渡ししました！！ 皆様、大変喜んでいただきました。

## 社会医療法人蘇西厚生会

### 松波総合病院介護老人保健施設

〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

TEL 058-388-0322(代表)

FAX 058-387-7686

E-mail : rouken@mghg.jp

Facebook:松波総合病院HPにリンクがあります

Instagram:松波総合病院HPにリンクがあります



写真:岐阜公園  
織田信長像

## 老健・在宅部門 共通理念

「私らしく生きる」  
を 共に支える

## 施設長より新年のご挨拶

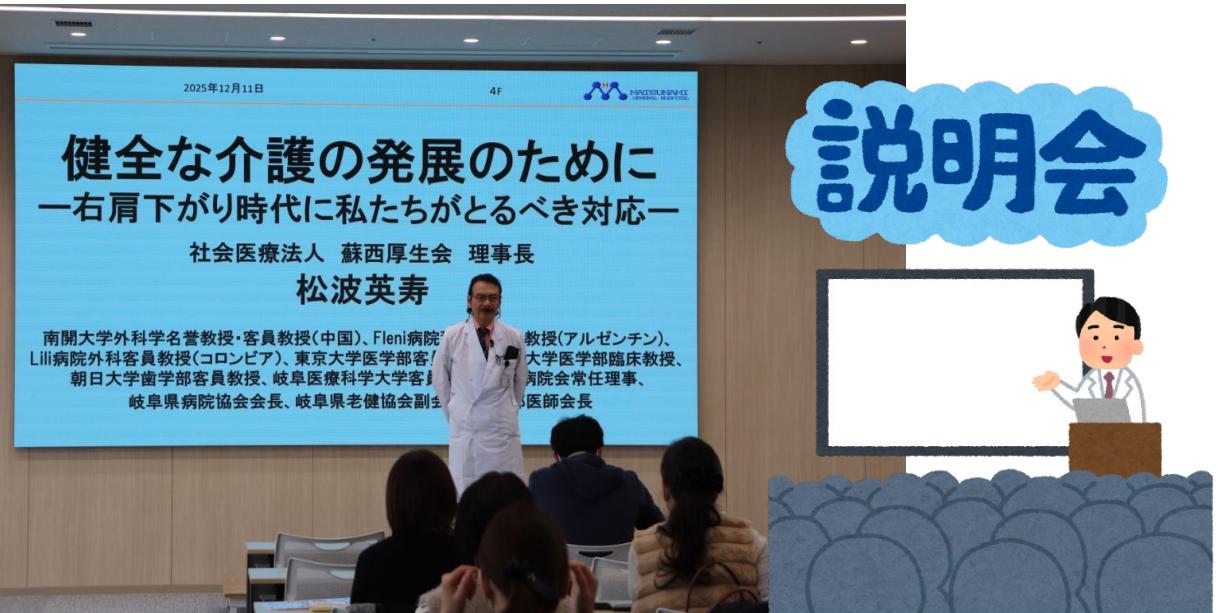
新年あけましておめでとうございます。皆さまには本年が健やかに暮らせる一年になられましたよう、心よりお祈り申し上げます。また、本年より介護老人保健施設長も拝命いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

2025年は、日本を含めた世界中各地で大変激しい変化が見られました。医療・介護領域では、多くの施設が赤字経営に陥ったり、安定しない日々が続いております。そんな中でも当院では西館が完成し、最新の放射線治療装置が導入されてがん患者さんの診療に貢献し、加えて人間ドックが新しくなり、T-ACEが併設されて、医師や専門の理学療法士による指導の下に安心して運動療法を受けられるようになりました。また、4月には救命救急センターの指定を受けましたので、今まで以上に皆さまの健康を守る役目を果たすことができるようになりました。一方、新しい知事が、人生100年に向けての施策を打ち出しておられます。当施設でもその方向で、在宅復帰支援やより質の高いサービスなど、少しでも利用者さまのお役に立てるようになっております。当法人設置の在宅関連の各部門とも密に連携をとりながら、法人・病院職員一同努力してまいる所存ですので、本年もどうかよろしくお願い申し上げます。

施設長 富田 栄一

## 健全な介護の発展に向けた説明会

12月11日(木)西館4階大会議室にて地域のケアマネジャーに向けた説明会を開催しました。平日にも関わらず、地域のケアマネジャー約50名の方に参加していただきました。たくさんのご参加、ありがとうございました。当日は「健全な介護の発展のために」について、岐阜県老人保健施設協会副会長でもある松波英寿理事長が講演を行いました。その後、当老健施設と関連事業所、6月にオープンした西館新施設の紹介と見学会を実施しました。当法人の機能をより知っていただく貴重な機会となりました。今後も、より地域に根差した施設づくりに励んで参ります。



## 食費の価格改定のお知らせ

当施設では食事を給食業者へ委託し、提供させていただいております。

給食業者より昨今の食材や各種物品の仕入価格・運送費等の価格高騰による値上げ要請があり、交渉の結果 値上げすることになりました。このため当施設としましても、現在の価格を維持することが困難な状況となりましたので、2026年1月より食費を下記のように変更させていただくことと致しました。

利用者様家族様にはご負担増となり誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2025年12月まで		差額
朝	510円/食	
昼	700円/食	+ 40円/食
夕	650円/食	+ 50円/食
合計	1,860円/日	+ 140円/日



## 医療費控除のご案内



介護老人保健施設のサービス(入所・短期入所・通所リハビリ)費の対価(介護サービス費、食費及び居住費)に係る自己負担額として支払った金額は、医療費控除の対象となります。

医療費控除を受ける場合、金額の計算が必要となるため、当施設発行の領収書の保管をお願いします。

2025年(令和7年)分の確定申告の対象となる領収印の期間は、  
2025年(令和7年)1月～2025年(令和7年)12月となります。

### <注意点>

※インフルエンザワクチン等予防接種料金は、控除の対象にはなりません。  
※おむつについての控除を受けるには、医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。(かかりつけ医にご確認ください。)  
また医療費控除を受けるのが2年目の方は、介護認定に係る主治医意見書の写しでも可能です。  
(但し、寝たきり度がB1以上で尿失禁の発生可能性有りの記載が必要です。)  
ご不明な点がございましたら、老健受付事務までお問い合わせください。

